

Web会議システムによる 「令和3年度 学校における交通安全教育に関する協議会」の開催

去る7月2日(金)に当協会で主催している標記協議会を開催いたしました（後援：文部科学省）。

本協議会は、各都道府県教育委員会並びに政令指定都市教育委員会の学校安全（交通安全）担当指導主事等を対象に、社会情勢の変化に即した学校における安全教育の充実や適切な安全管理の方向性を探ることを目的として実施したものです。今年度も昨年度と同様に、新型コロナウイルス感染拡大を防止するためにZoomを使った開催として、参加者の先生方には各職場からご参加いただきました。

今年度は、文部科学省総合教育政策局 男女共同参画共生社会学習・安全課 安全教育推進室の森本晋也 安全教育調査官による講演「これから求められる交通安全教育」及び当協会で実施した小・中学校における双方向オンライン型の交通安全教室の様子の動画を事前に配信してご視聴いただきました。



文部科学省 安全教育調査官
森本晋也氏による指導・助言・講評



協議会の様子（Zoom画面）

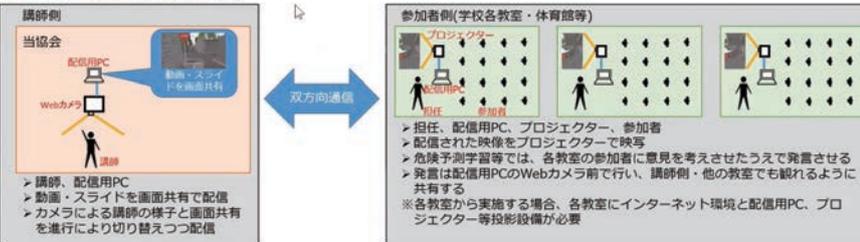
「ポストコロナにおける交通安全教育の新たな可能性」:

（一財）日本交通安全教育普及協会 係長 井澤夕里による情報提供

事例2)オンライン(リモート形式)での実施

- ▶ 講師が学校へ出向かず、オンラインを活用したリモート方式による実施事例
- ▶ 参加者は学校の各教室自席で受講する場合と、体育館等に集合して受講する場合の2パターン
- ▶ 講師は当協会の事務所から、座学のスライドや映像を学校側へ配信
- ▶ ディスカッションでは参加者数名が意見を述べる

リモート方式(遠隔地でも対応可能)



令和3年度 学校における交通安全教育に関する協議会

① ② ③ ④ ⑤ ⑥

12

- ・新型コロナウイルス感染症の影響を受け、通常の交通安全教育は実施が困難な場合もあり、そのため、オンライン・タブレット端末（ICT）を活用した新たな形式の教育を企画・実施中。
- ・原則として、双方向でのやり取りを伴う「参加型」の形式で実施。

・新しい形での交通安全教育

- ① 「ウィズコロナ」における教育
密を避けた形で実施。講師が直接出向かない。
- ② 「ポストコロナ」における教育
ICT環境（GIGAスクール構想）における教育手法の充実。

当日は、森本晋也安全教育調査官にご助言をいただきながら、「学校に求められる交通安全教育～安全教育の不易と流行～」をテーマとし、「ポストコロナにおける交通安全教育の新たな可能性」、「地域と連携した通学路の安全確保と課題」、「自転車乗用ヘルメット着用向上の推進」を小テーマとして、「新しい日常」の中で学校に求められる安全教育について活発な意見交換と現状報告が行われました。

「地域と連携した通学路の安全確保と課題」:

文部科学省 安全教育調査官 森本晋也氏による情報提供

第3章 第2節 事故等の未然防止のための安全管理 P67~70

■ 学校における安全点検のPDCAサイクル

「抽出」「分析」「管理」する取組を、PDCAサイクルに基づき組織的に進める。

危険個所の抽出

- (1) 教職員、児童生徒等、保護者、地域から提供される情報
- (2) 過去の事故等の発生に関する情報
- (3) 事故等の発生条件に関する情報
 - 防犯の視点 ○ 交通安全の視点
 - 防災の視点
 - 校内事故防止の視点

危険個所の分析

- (1) 複数の目による客観的な分析
- (2) 児童生徒等の行動の分析
- (3) 児童生徒等による調査

危険個所の管理と組織体制

- (1) 物理的対策と人による対策
- (2) 協議会・委員会による組織的な取組の推進
- (3) 事故等情報の共有

学校における通学路安全点検のPDCA

- ・ 登下校の危険個所及び危険な環境条件を「抽出」「分析」「管理」する取組を、PDCAサイクルに基づき組織的に進める。
- ・ 危険個所の写真や動画を適宜活用する。

家庭・地域・関係機関との連携

安全上の課題が複雑化・多様化する中で、家庭・地域・関係機関の連携が不可欠。地域ぐるみで安全を守り、児童生徒等が安心して学校教育や生活を送れるような環境整備が必要。

「自転車乗用ヘルメット着用向上の推進」:

高知県教育委員会事務局学校安全対策課 指導主事 宮田竜一氏による情報提供

みんなが安全でかぶるヘルメット

ヘルメット購入時に、一人2,000円補助

対象 自転車通学をしている県立学校・高知市立高等学校の児童生徒

方法 学校に助成申請書を提出その後、配付された助成券を活用し、販売協力店でヘルメットを購入

注意 助成券を活用せずに先にヘルメットを購入した場合は、助成を受けられません

平成31年4月1日 高知県自転車安全で適正な利用の促進に関する条例(条例第18号)施行。18歳以下の人がヘルメットを着用することを当該条例の協力義務として明記されました。

高知県高等学校PTA連合会 ● 高知県教育委員会

【協賛】 ● 高知県上日動火災保険(株) ● 三井住友海上火災保険(株)
 あいおいニッセイ同和損害保険(株) ● 代理店: (株)トラスト・ワン

事業の背景

「高知県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」(平成31年4月施行)において、18歳以下の児童等へのヘルメット着用を、保護者の努力義務として規定。

- ・ ヘルメット購入費用の一部を補助・助成し、保護者の経済的負担を軽減することで、中学生・高校生のヘルメット着用の推進を図る。
- ・ 自転車の安全利用に関する指導・啓発活動を更に充実させることで、児童生徒の自転車の安全利用に関する意識の向上を図る。
- ・ 児童生徒の登下校中の安全確保に向けた取組の拡充を図る。